

4 総第 813 号  
令和 5 年 2 月 6 日

安曇野市監査委員 川上 則文 様  
安曇野市監査委員 野本 博之 様  
安曇野市監査委員 大竹 啓正 様

安曇野市長 太田 寛

令和 4 年度定期監査報告書指摘事項等に対する処理方針について（通知）

令和 5 年 1 月 12 日付け 4 監査第 111 号により提出された「令和 4 年度定期監査報告書」で改善等を求められた事項について、その措置を地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

○令和 4 年度定期監査報告書指摘事項等の処理方針  
別紙のとおり

## 令和4年度 定期監査（4監査第111号）

## 1 実地監査の状況について

頁	所管	指摘事項及び意見	措置（改善）状況
3 ～ 4	教育部 こども園幼稚園課	<p>(1) 明科南認定こども園 イ 備品の管理について 備品シールが貼付されていない備品がありました。適正な備品管理をするよう要請しました。</p> <p>ウ 税外収入整理簿について 税外収入整理簿の収入確認について、確認印の押印がされていませんでした。安曇野市公金等取扱マニュアルに沿った対応をするよう要請しました。</p> <p>(2) アルプス認定こども園 ウ 税外収入整理簿について 税外収入整理簿の収入確認について、確認印の押印がされていませんでした。安曇野市公金等取扱マニュアルに沿った対応をするよう要請しました。</p> <p>(3) 出退勤管理について 出退勤管理は他の認定こども園同様に手書きで管理しています。来年度以降は保育業務支援システム「コドモン」によるデータ管理に移行する見込みということ伺いました。</p> <p>(略)</p> <p>今後は同システムを活用し、園長や保育士の労働時間を正確に把握するよう努めてください。また、可能な限り時間外勤務の縮減に努めるよう要望します。</p>	<p>(1) 明科南認定こども園 イ 備品の管理について 旧園舎から引き継いだ備品にシールが貼付されていませんでした。年度内に対応します。</p> <p>ウ 税外収入整理簿について 当該園をはじめ、各園に安曇野市公金等現金取扱（窓口収納）マニュアルに基づく適切な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p> <p>(2) アルプス認定こども園 ウ 税外収入整理簿について 当該園をはじめ、各園に安曇野市公金等現金取扱（窓口収納）マニュアルに基づく適切な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p> <p>(3) 出退勤管理について 出退勤の管理は令和5年度より保育業務支援システム「コドモン」で行います。これにより、出退勤を正確に管理し、併せて時間外勤務の縮減に努めてまいります。</p>

## 2 総括的な指摘、意見について

頁	所管	指摘事項及び意見	措置（改善）状況
5	総務部 契約検査課	<p>(2) 随意契約について</p> <p>今回の定期監査では、業者選定委員会に諮られない50万円以下の業務委託契約のうち、40万円から50万円で委託をした業務を各課に抽出していただき、資料を提出していただきました。これは、いわゆる分割発注により、入札ではなく随意契約を行っていないか等を確認することを目的としたためです。</p> <p>抽出した範囲において、各課の指摘事項に記載した事項を除き、概ね適正な状況でありました。引き続き、随意契約自体が透明性の求められる契約形態という認識を持ち、日々の業務を行っていただくよう要望します。</p> <p>なお、契約期間が近似する業務については一括発注ができないかを担当課で引き続き精査し、適正な契約事務を行うよう努めてください。</p>	<p>随意契約については、令和5年1月13日付で「故意に細分化を図ることは行わないこと」を職員に周知しています。</p> <p>また、職員を対象とした説明会も毎年開催しています。</p> <p>今後も引き続き、随意契約の厳格化と事務の適正な執行を図ることを目的に、競争性、公正性及び透明性の確保された契約締結を図るよう職員への周知に努めます。</p>
5	会計課	<p>(3) 支出負担行為票の適時な起票について</p> <p>支出負担行為票は適時に起票することとなっています。4月1日付の支出負担行為票の予算額が、当初予算額ではなく補正後の予算額が記載されている事案がありました。これは、日付を遡って支出負担行為票を起票したことによるものです。</p> <p>(略)</p> <p>今後は、適時な起票をしていただきますよう努めてください。</p>	<p>毎年開催している会計事務講習会でも適時の起票については説明を行っていますが、今後においても適正な伝票起票となるようインフォメーション等で周知徹底を図ってまいります。</p>
5	商工観光スポーツ部 スポーツ推進課	<p>(4) 安曇野市総合体育館のスケートボード場について</p> <p>昨年度完成した安曇野市総合体育館に設置されたスケートボード場の利用状況が芳しくありません。安曇野市議会に設備拡充の陳情が提出されたこともあり、来年度以降対応していくとのことですが、改修には公費が投入されます。つきましては、改修を行うようであれば、利用者の意見等を聞きながら多くの方々に利用してもらえるような施設にするよう要望します。</p>	<p>関係者の方々とは意見交換しており、令和5年度に付帯設備設置工事を行う方向で計画を進めています。</p> <p>スケートボード場にセクションを設置することで、これまで以上の利用者の増加を期待しており、スポーツ全般への関心及び利用者の健康増進を図っていきます。</p>

### 3 各部課等に対する指摘、意見について

頁	所管	指摘事項及び意見	措置（改善）状況
6	総務部 職員課	<p>・テレワークの試行を昨年度より行っています。</p> <p>(略)</p> <p>テレワークが市にとって有効であるかどうか、改善点を洗い出すためにも、利用を増やし、フィードバックを得ることが重要だと思われまます。しかし、テレワーク用端末の稼働率は11.5%と低調です。</p> <p>試行段階ではありますが、引き続きテレワークの利用を積極的に推進していただきますよう要望します。</p> <p>・職員自らがマイナンバーカードを持ち、マイナンバーカードのメリットや使い方を把握することは普及の後押しには欠かせません。職員の申請率は9月末現在68.3%となっていますので、職員に対してマイナンバーカード取得の推進を続けていただきますよう要望します。</p>	<p>・職員への周知を重ね、多様な部署・業務でのテレワーク試行を進めます。実施した職員へのアンケート調査により課題点を収集し、テレワーク導入に向け取り組んでまいります。</p> <p>・職員のマイナンバーカード取得率を向上させるため、職員への周知方法に工夫を加えながら、引き続きのマイナンバーカード取得推進に取り組んでまいります。</p>
6	市民生活部 市民課	<p>マイナンバーカードには様々なメリットがありますが、令和4年9月末現在の交付率は42.45%と県内19市の中で9番目となっています。市民それぞれの考えもありますが、マイナンバーカードを取得するメリットを周知し、取得率を高めるよう努めてください。</p>	<p>更なる申請数増加のため、令和5年2月から3月の土日に、支所や交流学习センターで出張申請窓口を開催します。</p> <p>また、長野県が大型商業施設で出張申請窓口を開催するため、広報臨時号で周知し申請、取得を促します。</p> <p>2月から人員増員、窓口数増設による交付体制強化を図ります。</p>
6	福祉部 福祉課	<p>子ども学習支援・生活支援事業を業務委託し、貧困世帯等の子どもに対して学習支援等を行っています。事業拠点が増加しているに伴い、委託金額も増加しています。委託業務の性質上、すべての市民が対象となるものではありません。そのため、透明性の確保が重要になります。担当課でしっかりと事業内容を確認し、市民等に説明できるよう努めてください。</p>	<p>支援を必要とする子どもの数は増えることも想定されるため、状況を判断しながら拠点の増設や支援員の増員など委託内容を検討してまいります。事業の委託にあたり、支援体制、実施内容等を定期的に確認しながら、進捗状況や経理状況を把握し、適切な効果検証に努めてまいります。</p>
7	商工観光スポーツ部 商工労政課	<p>市内企業等の販路拡大や人材育成等の支援を目的とした業務委託を行っています。この業務委託は特命随意契約であることから透明性の確保が重要になります。</p> <p>担当課でしっかりと事業成果を確認し、成果を市民等に説明できるよう努めてください。</p>	<p>業務等実施ごとに報告書が提出され、仕様書に沿っているか確認しています。</p> <p>また、必要に応じて、セミナー等開催時に参加し状況を確認しています。</p> <p>受託事業者と連携を深め、引き続き適切な事業執行を行います。</p>

頁	所管	指摘事項及び意見	措置（改善）状況
7	商工観光スポーツ部 観光課	<p>・障がい者等への就労機会を提供することを目的として、観光施設の除草を委託しています。この随意契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠としていました。障がい者等への就労機会を提供することを目的とする随意契約の根拠は、同条第 3 号が妥当と思われます。来年度以降も引き続き、同様の業務を行うようであれば、修正していただきますよう要望します。また、随意契約を行う際には同条の第何号に該当するかを精査するよう要望します。</p> <p>・補助金を短期間で 2 回に分け、概算払いしている事業がありました。 概算払いを行う際には補助事業がスムーズに開催できるよう適時適切な支出をするよう努めてください。</p>	<p>・ご指摘いただきましたとおり、同業務の随意契約理由は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を根拠とすべき契約でした。今後、同様の業務を行う際には、伺書、随意契約理由書などを修正いたします。</p> <p>また、随意契約により工事や業務を実施する際には、担当者と上司それぞれが根拠法令を確認するよう徹底します。</p> <p>・補助金の執行につきましては、補助事業の執行計画を確認の上、適時適切な支出に努めます。</p>
7	商工観光スポーツ部 スポーツ推進課	<p>「安曇野ファミリースポーツカフェ」では、小学生やその家族が運動する機会を提供しており、その運営を業務委託しています。安価で提供することを目的に参加料の目安を業務委託仕様書により定めていますが、いくつかの種目はその目安を超過していました。</p> <p>毎年度行っている事業なので、参加料を都度見直し、実態に即した仕様書に改めるよう要望します。</p>	<p>令和 5 年度からは仕様書を改めて実施します。</p> <p>また、超過していたメニュー（教室）に関しても目安内におさまるように改めます。</p>
7	都市建設部 都市計画課	<p>障がい者等への就労機会を提供することを目的として、公園内の除草を委託しています。この随意契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠としていました。障がい者等への就労機会を提供することを目的とする随意契約の根拠は、同条第 3 号が妥当と思われます。来年度以降も引き続き、同様の業務を行うようであれば、修正していただきますよう要望します。また、随意契約を行う際には同条の第何号に該当するかを精査するよう要望します。</p>	<p>ご指摘のとおり本契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を根拠とすることが適正であり、令和 5 年度の契約から修正いたします。</p> <p>なお、今後の契約事務につきましては、契約内容を十分精査し、適正な事務執行に努めます。</p>

頁	所管	指摘事項及び意見	措置（改善）状況
8	教育部 こども園幼稚園課	<p>各園でデジタルカメラを購入していますが、同機種と思われる購入であっても単価が違っていました。使用したカタログが違い、単価も違っていたのが原因であったと伺いました。</p> <p>同じ備品を購入する際は各園及び担当課で情報共有し、購入費用の縮減を図るよう努めてください。</p>	<p>カタログから物品を購入する場合であっても、複数社のカタログから最も安価なものを選定し、発注については当課での確認後に行うことを各園に周知徹底しました。今後も経費削減に努めてまいります。</p>